

特定非営利活動法人の設立に係る認証申請の公告について

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、瀬戸内町役場総務企画課において縦覧に供する。

令和8年2月3日

瀬戸内町長 鎌田 愛人

- | | |
|---------------------|---|
| 1 申請を受け付けた年月日 | 令和8年2月3日 |
| 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 | 特定非営利活動法人 せとうちライド |
| 3 代表者の氏名 | 有川 拓真 |
| 4 主たる事務所の所在地 | 大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14 せとうち海の駅1階 |
| 5 定款に記載された目的 | この法人は、地域内外において、地域公共交通の空白を補完し、住民の支援、地域間交流、せとうち海の駅の活性化等をとおして持続可能な町づくりに関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。 |

縦覧期間 令和8年2月3日～令和8年2月17日まで

特定非営利活動法人せとうちライド 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人せとうちライドという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊26-14 せとうち海の駅
1階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域内外において、地域公共交通の空白を補完し、住民の支援、地域間交流、せとうち海の駅の活性化等をとおして持続可能な町づくりに関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 自家用有償旅客運送（公共交通の推進）の支援事業
- ② 買い物弱者、交通弱者の支援事業
- ③ 地域間交流、観光振興の支援事業
- ④ まちづくりの推進を図る支援事業
- ⑤ せとうち海の駅の活性化を図る事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいづれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議

があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求が
あったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内
に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的

方法により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の

認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て認定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第10章 雜則

（細則）

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 有川 拓真

副理事長 徳原 俊彦

副理事長 義 卓也

監事 清田 武司

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

(法第10条第1項第2号イ)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 せとうちライド

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	有川 拓真		無
理事	徳原 俊彦		無
理事	義 卓也		無
監事	清田 武司		無

設立趣旨書

1 趣 旨

現在、全国各地において人口減少や少子高齢化の進行により、過疎化が深刻な社会問題となっています。特に地方部においては、生活を支えるさまざまな機能が縮小し、地域住民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

私たちが住む瀬戸内町においても、過疎化の進行は急速であり、数年前から町民の重要な移動手段であったタクシー会社が休止状態となっています。その結果、高齢者をはじめとする移動手段を持たない住民にとって、通院や買い物、社会参加が困難になるなど、いわゆる「地方公共交通の空白地帯」という問題が顕在化しています。

このような状況が続ければ、住民の生活の質の低下が進み、さらなる人口流出や地域の衰退を招くおそれがあります。本来、地域においては、年齢や居住地に関わらず、誰もが安心して移動し、地域と関わり続けられる環境が確保されることが望ましいと考えます。私たちは、こうした課題に対し、地域内の人材や資源を活かしながら、地方公共交通の空白地帯を補完する取り組みを行うとともに、住民支援や地域間交流を促進する事業を開拓していくことを目指します。

これらの取り組みは、特定の個人や団体の利益を目的とするものではなく、広く地域住民の福祉の向上と地域社会全体の利益に資するものであり、高い公益性を有すると考えています。しかしながら、こうした活動を継続的かつ安定的に実施していくためには、社会的信用を備え、関係機関や地域との連携を円滑に進めることができなければなりません。そのため、任意団体ではなく、公共性・非営利性を明確にした特定非営利活動法人として組織を設立し、責任ある運営のもとで事業を推進していくことが最も適切であると判断しました。

以上の理由から、私たちは本法人を設立し、地域課題の解決に向けて継続的に取り組んでいく決意です。

2 申請に至るまでの経過

- | | |
|---------|---|
| 令和6年4月～ | 瀬戸内町から運転代行業者3者に対し、公共ライドシェアに関する情報を提供。 |
| 令和7年7月 | 瀬戸内町及び町内の運転代行業者3社により、公共ライドシェアの導入に向けた本格的な協議を開始。 |
| 令和7年9月 | 瀬戸内町地域公共交通活性化協議会において公共ライドシェアの導入が承認される。 |
| 令和7年11月 | 町内の運転代行業者3社を運行主体とし、公共ライドシェアの試験運行を開始。 |
| | 公共ライドシェアの持続的な運行に向け、運転代行業者3社の代表者を中心としたNPO法人の設立について協議を開始。 |
| | 設立総会を開催し、現在に至る。 |

令和8年1月8日

特定非営利活動法人せとうちライド
設立代表者 氏名 有川 拓真

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 せとうちライド

1 事業実施の方針

設立初年度は、法人としての組織基盤を確立するため、活動内容について積極的な広報活動を行い、認知してもらうことを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期日	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
自家用有償旅客運送(公共交通の推進)の支援事業	タクシーに代わる交通空白時間帯の運送事業	通年	瀬戸内町及び奄美大島本島内	約15名	瀬戸内町民 約8000人	400
買い物弱者、交通弱者の支援事業	バスの拠点間以外の運送事業	通年	瀬戸内町及び奄美大島本島内	約15名	瀬戸内町民 約8000人	0
地域間交流、観光振興の支援事業	集落及び観光客同士の交流(本年度は実施せず)	—	—	—	—	0
まちづくりの推進を図る支援事業	職業体験の開催(本年度は実施せず)	—	—	—	—	0
せとうち海の駅の活性化を図る支援事業	自家用有償旅客運送事業及び食品等の販売	通年	瀬戸内町内	2名	瀬戸内町民 約8000人	408

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 せとうちライド

1 事業実施の方針

設立初年度は、法人としての組織基盤を確立するため、活動内容について積極的な広報活動を行い、認知してもらうことを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期日	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
自家用有償旅客運送事業	タクシーに代わる交通空白時間帯の運送事業	通年	瀬戸内町及び奄美大島本島内	約15名	瀬戸内町民 約8000人	17,215
買い物弱者、交通弱者の支援事業	バスの拠点間以外の運送事業	通年	瀬戸内町及び奄美大島本島内	約15名	瀬戸内町民 約8000人	0
地域間交流、観光振興の支援事業	集落及び観光客同士の交流 (本年度は実施せず)	—	—	—	—	0
まちづくりの推進を図る支援事業	職業体験の開催 (本年度は実施せず)	—	—	—	—	0
せとうち海の駅の活性化を図る支援事業	自家用有償旅客運送事業及び食品等の販売	通年	瀬戸内町内	2名	瀬戸内町民 約8000人	3,312

令和7年度 活動予算書

特定非営利活動法人せとうちライド

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		0		0	0
正会員受取会費	0				
賛助会員受取会費	0				
正会員受取入会金	0				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
施設等受入評価益	0		0		
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		991,000		0	991,000
自家用有償旅客運送事業収益	480,000				
買い物弱者、交通弱者の支援事業収益	1,000				
地域間交流、観光振興の支援事業収益	0				
まちづくりの推進を図る支援事業収益	0				
せとうち海の駅の活性化に関する事業収益	510,000		0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経常収益計		991,000		0	991,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		400,000		0	400,000
給料手当	400,000				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
ボランティア評価費用	0				
(2) その他経費		408,000		0	408,000
売上原価	408,000				
会議費	0				
旅費交通費	0				
施設等評価費用	0				
減価償却費	0				
印刷製本費	0				
事業費計		808,000		0	808,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		80,000		0	80,000
消耗品費	20,000				
水道光熱費	30,000				
通信運搬費	0				
地代家賃	30,000				
旅費交通費	0				
減価償却費	0				
管理費計		80,000		0	80,000
経常費用計		888,000		0	888,000
当期経常増減額【A】-【B】…①		103,000		0	103,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】…②		0		0	0
経理区分振替額…③					
税引前当期正味財産増減額①+②+③…④		103,000		0	103,000
法人税・住民税及び事業税…⑤					
設立時正味財産額…⑥					0
次期繰越正味財産額④-(⑤)+(⑥)					103,000

令和8年度 活動予算書

特定非営利活動法人せとうちライド

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】経常収益					
1 受取会費		0		0	0
正会員受取会費	0				
賛助会員受取会費	0				
正会員受取入会金	0				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
施設等受入評価益	0		0		
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		23,505,000		0	23,505,000
自家用有償旅客運送事業収益	19,305,000				
買い物弱者、交通弱者の支援事業収益	120,000				
地域間交流、観光振興の支援事業収益	0				
まちづくりの推進を図る支援事業収益	0				
せとうち海の駅の活性化に関する事業収益	4,080,000				
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経常収益計		23,505,000		0	23,505,000
【B】経常費用					
1 事業費					
(1)人件費		3,285,000		0	3,285,000
給料手当	3,285,000				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
ボランティア評価費用	0				
(2)その他経費		17,242,000		0	17,242,000
売上原価	3,312,000				
業務委託費	13,930,000				
旅費交通費	0				
施設等評価費用	0				
減価償却費	0				
印刷製本費	0				
事業費計		20,527,000		0	20,527,000
2 管理費					
(1)人件費		0		0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2)その他経費		544,000		0	544,000
消耗品費	100,000				
水道光熱費	180,000				
通信運搬費	84,000				
地代賃料	180,000				
旅費交通費	0				
減価償却費	0				
管理費計		544,000		0	544,000
経常費用計		21,071,000		0	21,071,000
当期経常増減額【A】-【B】…①		2,434,000		0	2,434,000
【C】経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】…②		0		0	0
経理区分振替額…③					
税引前当期正味財産増減額①+②+③…④		2,434,000		0	2,434,000
法人税、住民税及び事業税…⑤					
前期繰越正味財産額…⑥					103,000
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					2,537,000